

災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と一般社団法人熊本県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）とは、県内において地震、風水害その他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に被災者等の支援の円滑化を図るため、必要となるＬＰガスの供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力し、被災者等に対して行うＬＰガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時において、市町村からの支援要請に基づき、避難場所へのＬＰガスの供給等が必要であると認めるときは、乙に対して、ＬＰガスの優先的な供給について協力を要請することができる。

２ 前項の規定による要請は、別紙１により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請したうえで、速やかに提出するものとする。

（協力実施）

第３条 乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、ＬＰガスを優先的に供給するよう協力するものとする。

（ＬＰガスの供給に必要な設備の設置等）

第４条 ＬＰガスの供給に必要な設備の設置及び保安に関する業務は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

２ 乙は、前項の業務が終了したときは、別紙２により甲へ報告するものとする。

（費用の負担）

第５条 この協定に基づいて供給されたＬＰガス等の費用については、ＬＰガスの供給を受けた避難場所の設置者が負担するものとする。

（情報交換）

第６条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

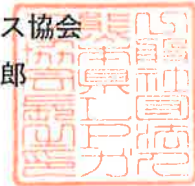
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月15日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲島郁夫



乙 熊本市中央区上水前寺二丁目18番4号
一般社団法人熊本県LPガス協会
会長 佐藤逸郎



別紙 1

年 月 日
第 号

一般社団法人熊本県LPガス協会長 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

LPガスの供給要請について

このことについて、「災害時におけるLPガス供給に関する協定書」第2条第2項の規定により、以下のとおりLPガスの供給を要請します。

項 目	内 容
LPガス供給に関する 要請内容	
供給開始希望日	年 月 日
現地責任者連絡先 (施設管理者)	所 属 職・氏名 電 話
県責任者連絡先	所 属 職・氏名 電 話

別紙2

熊本県知事 様

LPガス供給報告書

項 目	内 容
供 給 場 所	
LPガス設置数	
供給開始日	年 月 日
そ の 他	供給者名（販売店名及び連絡先）

上記のとおり報告します。

年 月 日

一般社団法人熊本県LPガス協会
会 長 ○ ○ ○ ○